

改正

昭和60年3月25日規則第1号

平成6年12月21日規則第38号

平成22年2月12日規則第1号

平成26年12月10日規則第26号

平成27年3月6日規則第4号

平成30年3月26日規則第6号

令和2年3月6日規則第20号

令和4年3月14日規則第9号

芳賀町消防団の組織等に関する規則

(趣旨)

第1条 芳賀町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和58年芳賀町条例第15号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき芳賀町消防団（以下「団」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(団の組織)

第2条 団に団本部及び分団を置く。

2 分団の名称、及び区域は別表第1のとおりとする。

(階級)

第3条 団本部及び分団における消防団員（以下「消防団員」という。）の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 消防団員の階級別配置定数は、別表第2のとおりとする。

(職名)

第3条の2 団本部に消防団長及び副団長を、分団に分団長、副分団長、部長、副部長、班長、団員及び機能別団員を置く。

2 前項の規定により置かれる次の表の左欄に掲げる職には、それぞれ当該右欄に掲げる階級の消防団員をもって充てる。

職名	階級
----	----

消防団長	団長
副団長	副団長
分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
副部長	班長
班長	
団員	団員
機能別団員	

(消防団長等の職務)

第4条 消防団長（以下「団長」という。）は、団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、あらかじめ団長の定めた順位に従い、その職務を代理する。ただし、団長が死亡、退職、免職又は心身の故障のためその職務を行うことができない場合を除いては、消防団員の任免を行うことはできない。

3 団長、副団長ともに事故あるときは、あらかじめ団長の定めた順位に従い、分団長が団長の職務を代理する。ただし、消防団員の任免を行うことはできない。

4 分団長、副分団長、部長、副部長及び班長は、それぞれ上司の命を受けて所属団員を指揮監督し、職務に従事する。

5 団員及び機能別団員は、上司の指揮監督を受け職務に従事する。

6 条例第2条の2第3項の町長が別に定める特定の消防活動は、次に掲げるものとし、機能別団員は、団が行う諸行事及び訓練等には参加しないものとする。ただし、分団長及び部長は、機能別団員に対し、必要とする訓練を行うことができるものとする。

- (1) 火災から町民の生命、身体及び財産を保護する活動
- (2) 水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減する活動
- (3) その他団長が必要と認める活動

(消防団員の入退団届)

第5条 団に入団しようとする者は、住所地の公安委員会が交付する普通自動車免許を有している者で、消防団員入団届書（別記様式第1号）を任命権者に提出しなければならない。

2 消防団員が退団しようとするときは、消防団員退団届書（別記様式第2号）を任命権者に提出

しなければならない。

(休団)

第5条の2 条例第4条の2第1項に規定する休団の期間については、3年を超えない範囲とする。

2 消防団員が休団しようとするときは、消防団員休団申請書（別記様式第3号）を任命権者に提出しなければならない。

3 消防団員が休団から復帰しようとするときは、消防団員休団復帰申請書（別記様式第4号）を任命権者に提出しなければならない。

(消防団員の任免辞令)

第6条 任命権者が消防団員を任免するときは、辞令書（別記様式第5号）をもってこれを行う。

(団の役員)

第7条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長、副部長及び班長は、団の役員とする。

2 役員任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期はその前任者の残任期間とする。

3 前項の役員は、再任されることができる。

4 役員は、第2項の規定にかかわらず、後任者が任命されるまでの間、その職務を行うものとする。

5 役員会議その他必要な事項については、別に規約で定める。

(設備資材)

第8条 町長は、予算の範囲内において、次の設備資材を備えるものとする。

- (1) 団旗及び分団旗
- (2) 団本部及び分団の設備
- (3) 機械器具置場
- (4) 通信及び信号設備
- (5) 消防ポンプ
- (6) 消防用破壊器具
- (7) 警鐘
- (8) その他消防上必要なもの

第9条 前条の設備資材は、町長の監理のもとに団が保管する。

2 設備資材を損傷又は亡失したときは、団長はその事由を具し町長に届け出なければならない。

3 故意又は重大な過失によって設備資材を損傷又は亡失した者に対しては、町長はその損害額を賠償させることができる。

(文書簿冊)

第10条 団は次の文書簿冊を備え常にこれを整備するものとする。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 備品台帳
- (3) 区域内全図
- (4) 地理水利要覧
- (5) 給与品、貸与品台帳
- (6) 消防法規
- (7) その他必要な書類

第11条 町長は団について必要があるときは、事務の報告をさせ又はこれを監査することができる。

(教養及び訓練)

第12条 団長は、消防団員の品位や資質及び実施に役立つ技能の向上に努め、定期的に訓練を行わなければならない。

第13条 消防団員の訓練及び礼式については、消防庁の定める準則による。

(水火災その他の災害出動)

第14条 消防車が火災現場に出動するときは、交通法規の定める時速80キロメートル以内の規定に従うと共に、正当な交通を維持するため「サイレン」を用いるものとする。

第15条 団は、芳賀地区広域行政事務組合消防長（以下「消防長」という。）又は真岡消防署長（以下「消防署長」という。）の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。ただし、町の境界付近に位置する部にあつてはこの限りでない。

第16条 出火出場又は引揚の場合消防車に乗車する責任者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 機関担当員の隣席に乗車すること。
- (2) 病院、学校、劇場等の前を通過するときは事故を防止する警戒信号を用いること。
- (3) 消防団員及び関係職員以外は消防車に乗車させないこと。
- (4) 消防車は一列縦隊で安全な距離を保って走行すること。
- (5) 前行消防車の追越信号のある場合のほかは走行中追い越さないこと。

(消火及び水防等の活動)

第17条 水火災その他の災害現場に到着した団は、設備機具資材等を最高度に活用し、人命の救助及び財産の保護に当たり、その被害を最少限度に止めるよう防御及び鎮圧に努めなければならない。

い。

第18条 消防団員が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 上司の指揮の下に行動すること。
- (2) 水利を有効適切に使用し、消火作業の効果を最大限に発揮して火災の損害を最少限度に止めること。
- (3) 分団は相互に連絡協力すること。

第19条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、上席消防団員は、消防長又は消防署長に報告すると共に警察職員に通報すること。

第20条 放火の疑いがある場合は上席消防団員は、次の措置を講じなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件は慎重に取り扱うと共に、公表は差し控えること。

(服制)

第21条 消防団員の服制については、消防庁の定める準則による。

(委任)

第22条 この規則施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月25日規則第1号)

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 芳賀町消防団の組織等に関する規則第3条の別表第2中、昭和60年度に限り団員の定数を第1分団47人、第2分団52人とする。

附 則 (平成6年12月21日規則第38号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月12日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年12月10日規則第26号)

この規則は、宇都宮都市計画事業祖母井南部土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

附 則（平成27年3月6日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第20号抄）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月14日規則第9号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（分団の名称及び区域）

分団名	分団区域
第1分団	祖母井、稲毛田、上延生、下延生、与能の各大字の区域、祖母井南一丁目、祖母井南二丁目、祖母井南三丁目、
第2分団	下高根沢、芳志戸、八ツ木、上稲毛田、給部の各大字の区域、芳賀台
第3分団	東水沼、西水沼、北長島、東高橋、西高橋、打越新田の各大字の区域

別表第2（第3条関係）

消防団員の階級別配置定数

本部及び分団名\階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2	3	3				9
第1分団			(1)	(1)	3	21	40	64
第2分団			(1)	(1)	4	24	47	75
第3分団			(1)	(1)	4	20	40	64
計	1	2	3	3	11	65	127	212

芳賀町消防団員入団届書

様

年 月 日

私は、芳賀町消防団に入団したいので、芳賀町消防団の組織等に関する規則第5条の規定により次のとおり届け出ます。

フリガナ	
氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	
運転免許証の 種類	
運転免許証の 番号	
職業構成	
就業形態	
勤 務 先	
所 属	芳賀町消防団

別記様式第2号（第5条関係）

芳賀町消防団員退団届書

様

年 月 日

所 属
階 級
氏 名

私は、下記の理由により芳賀町消防団を退団したいので芳賀町消防団の組織等に関する規則第5条第2項の規定により届け出ます。

記

理 由

様

年 月 日

所 属
階 級
氏 名

私は、芳賀町消防団の組織等に関する規則第5条の2第2項の規定により、次のとおり休団を申請します。

休団期間	年 月 日から 年 月 日まで
休団理由	
※決定内容	承認 本申請を する。 否認

※欄は記入しないこと。

別記様式第4号（第5条の2関係）

芳賀町消防団員休団復帰申請書

様

年 月 日

所 属
階 級
氏 名

私は、芳賀町消防団の組織等に関する規則第5条の2第3項の規定により、次のとおり休団からの復帰を申請します。

復 団 希 望 日	年 月 日
休 団 復 帰 理 由	
※ 決 定 内 容	本 申 請 を 承 認 する。 否 認

※欄は記入しないこと。

辞 令

氏名

芳賀町消防団

を命ずる。
(を免ずる。)

年 月 日

印